

 県章		滋賀県公報		令和 7 年（2025 年） 1 0 月 7 日 第 6 5 5 号 火 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行																										
目次 ○ 告 示 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） 1 ○ 公 告 公共測量実施公告（用地事業支援課） 2 ○ 健康福祉事務所告示 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（東近江） 2 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（東近江） 3 ○ 雑 報 一般競争入札の公告 3 ○ 正 誤 令和 7 年 9 月 5 日付け第646号目次中 5																														
告 示																														
滋賀県告示第350号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。 令和 7 年10月 7 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 精神通院医療機関 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>医療の種類</th><th>医師等の氏名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>みんなの薬局</td><td>甲賀市水口町新城432番地 1</td><td>薬局</td><td>松 井 和 哉</td><td>令和 7 . 7 . 1</td></tr><tr><td>訪問看護ステーションファミリオ</td><td>長浜市高田町 6－5 3 F</td><td>訪問看護</td><td>—</td><td>令和 7 . 7 . 1</td></tr><tr><td>訪問看護ステーションハピネス</td><td>近江八幡市安土町下豊浦 2836－1 ヌーベルパーク城南 210</td><td>訪問看護</td><td>—</td><td>令和 7 . 8 . 1</td></tr><tr><td>訪問看護ステーションみつばち</td><td>守山市水保町2892－2 1019 号室</td><td>訪問看護</td><td>—</td><td>令和 7 . 9 . 1</td></tr></table>						名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日	みんなの薬局	甲賀市水口町新城432番地 1	薬局	松 井 和 哉	令和 7 . 7 . 1	訪問看護ステーションファミリオ	長浜市高田町 6－5 3 F	訪問看護	—	令和 7 . 7 . 1	訪問看護ステーションハピネス	近江八幡市安土町下豊浦 2836－1 ヌーベルパーク城南 210	訪問看護	—	令和 7 . 8 . 1	訪問看護ステーションみつばち	守山市水保町2892－2 1019 号室	訪問看護	—	令和 7 . 9 . 1
名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日																										
みんなの薬局	甲賀市水口町新城432番地 1	薬局	松 井 和 哉	令和 7 . 7 . 1																										
訪問看護ステーションファミリオ	長浜市高田町 6－5 3 F	訪問看護	—	令和 7 . 7 . 1																										
訪問看護ステーションハピネス	近江八幡市安土町下豊浦 2836－1 ヌーベルパーク城南 210	訪問看護	—	令和 7 . 8 . 1																										
訪問看護ステーションみつばち	守山市水保町2892－2 1019 号室	訪問看護	—	令和 7 . 9 . 1																										
滋賀県告示第351号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。 令和 7 年10月 7 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 更生医療機関および育成医療機関 <table><tr><th>自 立 支 援 医療の種類</th><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>医療の 種 類</th><th>医師等の氏名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>育成医療・</td><td>みんなの薬局</td><td>甲賀市水口町新城432番地 1</td><td>薬局</td><td>松 井 和 哉</td><td>令和 7 . 7 . 1</td></tr></table>						自 立 支 援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日	育成医療・	みんなの薬局	甲賀市水口町新城432番地 1	薬局	松 井 和 哉	令和 7 . 7 . 1													
自 立 支 援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日																									
育成医療・	みんなの薬局	甲賀市水口町新城432番地 1	薬局	松 井 和 哉	令和 7 . 7 . 1																									

更生医療					
育成医療・ 更生医療	訪問看護ステーションファミリーオ	長浜市高田町6－5　3F	訪問看護	—	令和7.7.1
育成医療・ 更生医療	訪問看護ステーションハピネス	近江八幡市安土町下豊浦2836－1 ヌーベルパーク城南210	訪問看護	—	令和7.8.1
育成医療・ 更生医療	医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院	草津市東矢倉三丁目34番52号	病院・診療所	藤　川　ひとみ (福　永　ひとみ)	令和7.9.1
育成医療・ 更生医療	草津六花矯正歯科・歯科	草津市大路一丁目14－1加羅コート草津壱番館B1	病院・診療所	橋　本　秀　美	令和7.9.1
育成医療・ 更生医療	訪問看護みつばち	守山市水保町2892－2　1019号室	訪問看護	—	令和7.9.1

公　　　　　告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事　三日月　大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年10月7日

滋賀県知事　三日月　大　造

- 1　作業の種類　公共測量（基準点測量）
- 2　作業の地域　高島市安曇川町田中、安曇川町三尾里
- 3　作業の期間　令和7年9月8日から令和8年2月20日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長　櫻本　直樹から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年10月7日

滋賀県知事　三日月　大　造

- 1　作業の種類　公共測量（空中写真測量）
- 2　作業の地域　野洲市全域
- 3　作業の期間　令和7年9月16日から令和8年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事　三日月　大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年10月7日

滋賀県知事　三日月　大　造

- 1　作業の種類　公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）
- 2　作業の地域　高島市マキノ町西浜
- 3　作業の期間　令和7年10月1日から令和8年1月20日まで

健　康　福　祉　事　務　所　告　示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年10月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長　小　林　靖　英

		申請者の名称およ				
--	--	----------	--	--	--	--

事業所の名称	事業所の所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションリーチひの	蒲生郡日野町村井1113Sunnycooco103号室	株式会社Reach・Carerent 代表取締役 横内貴志	大津市御殿浜2番30号	訪問介護	令和 7. 10. 1	2571500582

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第11号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年10月 7 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションゆうあいの家	東近江市永源寺高野町437番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 森野才治	東近江市今崎町21番地 1	訪問介護	2570500310	令和 7. 9. 30
東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションなごみ	東近江市乙女浜町1405番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 森野才治	東近江市今崎町21番地 1	訪問介護	2570500468	令和 7. 9. 30

雑 報

一般競争入札の公告

令和 7 年度から令和12年度までにおける情報教育機器（端末等）賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年10月 7 日

滋賀県総合教育センター所長 太 田 義 人

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 情報教育機器（搬入、据付け、接続、調整、保守等を含む。） 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 借入期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和13年 1 月31日まで
- (4) 借入場所 滋賀県総合教育センター 野洲市北櫻978－95

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）第195条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 7 年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務、中分類:リース・レンタル、小分類:事務用機械器具賃貸、細分類:電子計算機・同関連機器賃借)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書(別紙様式3)
- (2) 提出期限 令和7年10月14日(火)17時
- (3) 提出場所 滋賀県総合教育センター 〒520-2321 野洲市北櫻978-95 電話077-588-2311

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総合教育センター事務室 〒520-2321 野洲市北櫻978-95 電話 077-588-2311 電子メール ma30@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年10月7日(火)から令和7年10月14日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、電子メールによる交付も希望により行う。電子メールによる交付を希望する場合は、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「令和7年度から令和12年度までにおける情報教育機器(端末等)賃貸借契約に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること
 - イ 持参による場合 (6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。なお、入札書や入札書の封書に記載する事項等は入札説明書によるものとする。
 - ウ 郵送による場合 (6)の入札書の受領期限までに滋賀県総合教育センター事務室に到着すること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)とし、入札書や入札書の封書に記載する事項等は入札説明書によるものとする。
- (6) 入札書の受領期限 令和7年11月4日(火)10時
- (7) 開札の日時および場所 令和7年11月4日(火)12時 滋賀県総合教育センター事務室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載するものとする。落札者は賃借料の総額(60月分)により決定する。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- 9 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると滋賀県総合教育センターが認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったも

のを落札者とする。

10 支払条件 上記 5 (2) の落札価格を 60 月で除した金額による毎月払いとする。

11 契約手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 長期継続契約 この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年滋賀県条例第 55 号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は 5 年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札と同時に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以降速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除をすることがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer System for Shiga Prefectural Education Center, 1 set

(2) Deadline for tender: 10:00, 4 November, 2025

(3) For further information, contact: Shiga Prefectural Education Center, 978-95 Kitazakura, Yasu-shi, Shiga 520-2321 Japan TEL 077-588-2311

正

誤

令和 7 年 9 月 5 日付け第 646 号目次中

ページ	行	誤	正
1	23	介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出

